

令和7年度 企業団の予定価格及び最低制限価格の公表時期について

	区 分	予定価格		最低制限価格		備 考
		事前	事後	事前	事後	
建設 工事	土木一式 AA, A, B, C, D	○		○ ※2	●	
	建築一式 AA, A, B, C, D	○		○ ※2	●	
	建築付帯(電気・管) A, B, C, D	○			●	
	水道施設	○		○ ※2	●	
	管(建築付帯を除く) A, B, C, D	○		○ ※2	●	
	舗装 A, B, C	○		○ ※2	●	
	防水、塗装、造園、鋼構造物、フェンス	○			●	
	プラント機械設備	○			●	
	プラント電気設備		●		●	
	プラント電気通信設備		●		●	
測量・建設コンサルタント業務等			●		●	
委託 役務 業務	維持管理系業務、備蓄水製造、 賃貸借、機械警備	○		—	—	
	設備(電気・機械)保守点検	○	● ※1	—	—	整備維持事業の 予定価格は事前
	樹木管理・清掃・有人警備・消防点検	○			●	
物品購入			●	—	—	

※1：委託役務業務（設備（電気・機械）保守点検）については、予定価格の公表時期を事後とする案件もあります。

※2：市町村域水道事業のうち、八尾、富田林、柏原、高石において、水道事業用地域要件を設定する案件については、令和7年度に限り、最低制限価格の公表時期が事前となります。